

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第3号

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程（平成28年5月徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月8日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 中田 丑五郎

目次中「第3条」を「第3条の2」に改める。

第1章中第3条の次に次の1条を加える。

（在外投票の投票用紙等を発送する日）

第3条の2 在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第23条第3号に規定する合同委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- （1）参議院議員の統一対象再選挙（法第33条の2第2項に規定する統一対象再選挙をいう。以下この項において同じ。）又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 9月16日から翌年の3月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じたときは当該期間の直後の3月16日、3月16日からその年の9月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じたときは当該期間の直後の9月16日
 - （2）参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第33条の2第4項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を合同委員会が告示した日又は在任期間を異にする参議院議員の任期満了の日前60日に当たる日のいずれか遅い日
 - （3）参議院議員の再選挙が法第33条の2第1項の規定により行われる場合又は参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第5項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を合同委員会が告示した日
- 2 法第33条の2第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項に規定する遅い方の事由」と、同項第2号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第4項に規定する遅い方の事由」と、同項第3号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第1項又は第5項に規定する遅い方の事由」とする。

附 則

この告示は、令和5年9月8日から施行する。